# 【参考】建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会規約

# (名称)

第1条 本会は「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会」(以下「検討会」 という。)と称する。

#### (目的)

第2条 2050 年カーボンニュートラル、2030 年温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)の実現に向けて、2022 年 6 月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能の表示について制度が強化された。これを受けて、検討会では、改正法に基づく表示制度における表示ルールの検討を行うとともに、制度の施行に向けた環境整備の進め方等を検討することを目的とする。

## (委員の任命)

第3条 検討会の委員は、建築物の省エネ性能の表示及び建築物の販売・賃貸時の際の消費者等 への情報提供に関する実態等に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

## (座長の任命等)

- 第4条 検討会には座長を置く。
- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ 又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 検討会にはワーキンググループを置くことができる。

#### (検討会の議事)

- 第5条 検討会の議事は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 検討会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

## (事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付に置く。

# (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。